
社会福祉施設等の利用者等のために使用される自動車について

社会福祉施設の設置者が、施設利用者の送迎等のために使用する自動車について、自動車税及び自動車取得税が軽減されます。

対象事業者及び対象自動車

- (1) 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業で利用者を入所させ、又は通所させて実施するものを経営する者が所有する自動車で次に掲げるもの
 - ① 主としてその者が設置し、又は運営する施設に入所する者の病気、歯科治療の通院等のために使用する自動車
※ 入所者の作業訓練、生活訓練等のために乗車させる場合も含まれます。
 - ② 主としてその者が設置し、又は運営する施設に通所する者の送迎のために使用する自動車
 - ③ 主として①及び②のために使用する自動車

 - (2) 公民館等の施設に利用者を通所させて行う社会福祉のための事業（社会福祉法の社会福祉事業に相当する事業に限る。）を実施する社会福祉協議会が所有する自動車で、主として当該施設に通所する者の送迎のために使用する自動車

 - (3) 小規模作業所を運営する者で当該小規模作業所を運営する事業に関し県の補助を受けるものが所有する自動車で、主として当該小規模作業所に通所する者の送迎のために使用する自動車
※ 「小規模作業所を運営する事業に関し県の補助を受ける者」とは、次のいずれかの者をいうものです。
 - (ア) 県の健康福祉部障害福祉課において策定する「青森県地域生活支援事業費等補助金交付要綱」（地域生活支援事業のうち社会参加促進事業に関するもので、かつ、地域活動支援センターへの移行計画を作成し、市町村障害福祉計画に盛り込まれた実利用人員5人以上10人未満の小規模作業所を経営する者に係るものに限る。）に基づき、市町村を通じて県の補助を受ける者
 - (イ) 県の健康福祉部障害福祉課において策定する「青森県障害者自立支援特別事業費補助金交付要綱」（小規模作業所緊急支援事業に係るものに限る。）に基づき、事業所等を通じて県の補助を受ける者
- ★ 「主として～のために使用する」とは、その自動車の使用回数のうちに占める通院等のために使用する割合が、少なくとも2分の1以上であることをいいます。

申請手続

軽減を受けるためには、次の書類等を東青地域県民局県税部に提出しなければなりません。

(1) ～ (3) 共通

- ・ 申請書（各地域県民局県税部に備え付けてあります。）
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 写真（前後左右各1枚）
- ・ 運行日誌（6か月分）
- ・ 所有権留保車の場合は割賦契約書の写し

さらに～

(1) の申請については次の書類を加えて提出してください。

- ・ 定款及び登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・ 申請する自動車を利用する事業の年間事業計画書
- ・ パンフレット等（施設概要、事業内容、定員等）その他参考となる資料
- ・ 通所介護事業者の指定通知書の写しなど

(2) の申請については次の書類を加えて提出してください。

- ・ 定款及び登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・ 申請する自動車を利用する事業の年間事業計画書

(3) の申請については次の書類を加えて提出してください。

- ・ 自動車の所有者が作業所を運営していることがわかる書類
- ・ 作業所の施設・事業の概要などが書かれた書類
- ・ 補助金決定通知書の写し

《運行日誌記載要領》

① 対象自動車に該当するかどうか判断するため、運行日誌には以下の事項を記載してください。

- (ア) 運行月日
- (イ) 運転時間
- (ウ) 運転者
- (エ) 使用目的
- (オ) 同乗者の氏名
- (カ) 行先（用務先）
- (キ) 今回走行キロ数
- (ク) 累計走行メーター数

軽減される自動車税・自動車取得税

◎ 自動車税

申請を受け付けた年度以後（１）から（３）のいずれかの用途に使用される期間に対応する年度分の自動車税（全額）を免除します。

ただし、（３）に掲げる自動車に係る自動車税については、補助金の交付を受ける年度に対応する年度分の自動車税に限ります。

◎ 自動車取得税

自動車税が免除される自動車の取得に対して課する自動車取得税（全額）を免除します。

詳しくは、**東青地域県民局県税部**にお問い合わせください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東青地域県民局県税部 課税第三課	代表：017-722-1111（内 6617） 直通：017-734-9974 FAX：017-773-1371	〒030-8530 青森市新町2丁目4-30 県庁舎北棟1階

青森県・地域県民局県税部